

## ○大雪消防組合負担金の算定に関する要綱

〔昭和51年8月5日〕  
制 定

（目的）

**第1** この要綱は、大雪消防組規約（昭和48年指令第402号。以下「規約」という。）の規定に基づく大雪消防組合（以下「組合」という。）の負担金の算定に関し基準となるべき事項を定め、算定事務の適正を期することを目的とする。

（負担金の算定基準）

**第2** 規約第13条第2項の算出区分において人口割及び財政割の算定は、次のとおりとする。

（1）人口割は、当該年度の9月末日現在住民登録数とする。

（2）財政割（消防費基準財政額）は、当該年度の最終確定額とする。

2 関係町毎の区分（均等割、人口割、財政割）毎の負担金率は、小数点第4位を四捨五入し、小数点以下第3位を求めるものとする。

3 負担金に1円未満の端数を生じたときは、区分毎に端数を切捨てるものとする。

**附 則**

1 この要綱は、昭和51年6月1日から適用する。

2 当初予算編成時における負担金の人口割及び財政割の算出基礎は、この要綱に基づく前年度分を用いるものとする。